

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更（羽生市：岩瀬地区）についての理由を示したものです。

I. 羽生都市計画区域における位置等

羽生都市計画区域は、都心から約60km圏にあり、埼玉県北東部に位置しています。また、羽生都市計画区域に含まれる土地の区域は、羽生市の行政区域全域です。

【羽生市：岩瀬地区】

本地区は、東武鉄道伊勢崎線羽生駅の西約700mに位置しており、一般国道122号の東側に接し、土地区画整理事業による都市基盤の整備を進めている区域です。

II. 変更理由

【羽生市：岩瀬地区】

今回準防火地域を指定しようとする区域は、一般国道122号を挟んで上岩瀬産業団地地区と隣接しており、一体的な産業団地地区を形成するための整備を進めている区域です。また、一般国道122号は、埼玉県地域防災計画による緊急輸送道路に指定されています。

これらのことから、市街地における火災の延焼被害の低減を図り、都市防災機能に優れたまちづくりを進めるため、本地区に準防火地域を定めるものです。

III. 変更内容

【羽生市：岩瀬地区】

本地区について、産業系の土地利用を推進するにあたり、火災の延焼などに対する安全性を高め、災害に強い市街地形成を図るため、当該区域に以下のとおり準防火地域を指定するものです。

種 類	新	旧	備 考
	面 積	面 積	
準防火地域	約 35.6ha	約 29.1ha	工業地域 (200/60) 約 6.5ha 増

※（ ）内は、容積率／建蔽率

IV. 関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更と併せ、次の都市計画を変更する予定です。

- ・用途地域（羽生市決定）
- ・地区計画（羽生市決定）